電気設備工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1 建設工事名　令和２年度　静岡県立総合病院　電気設備改修工事

2 建設工事場所　静岡（市・町）　葵（区・町）　北安東（地内）

3 建物概要

建物（棟）名称	構造	階数	延床面積（㎡）	備考
病院本館	ＳＲＣ造	地下1階、地上7階	38,512.98㎡	地下1階電気室・コントロール室
循環器病センター	ＳＲＣ造	地下1階、地上6階	10,174.79㎡	地下1階電気室内

4 工事科目（○印のあるもの）

・電灯設備(電灯幹線、電灯分岐、コンセント分岐)	・誘導支援設備（音声誘導装置、インターホン、トイレ呼出）
・動力設備(動力幹線、動力分岐)	・テレビ共同受信設備
・電熱設備	・監視カメラ設備
・雷保護設備	・駐車場管制設備
○受変電設備	・防犯・入退室管理設備
○電力貯蔵設備(直流電源、交流無停電電源)	・火災報知設備(自動火災報知、自動閉鎖、非常警報、ガス漏れ)
・発電設備	・中央監視制御設備
・構内情報通信網設備	・屋外構内配電線路
・構内交換設備	・屋外構内通信線路
・情報表示設備(出退・情報表示、電気時計)	・テレビ電波障害防除
・映像・音響設備	・昇降機設備
・拡声設備	

Ⅱ 仕　様

1 特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書（平成28年版）による。（建築物解体共通仕様書は平成24年版）

○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
◎公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　○公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
○公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　○公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
○建築物解体工事共通仕様書

2 標準図は以下の平成28年版による。

○建築工事標準詳細図
◎公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
○公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)

3 設計図書に明記がない場合、又は相違がある場合は、原則として監督職員の指示によるほか、次の優先順位により判定する。

（1）質疑回答書（(2)～(5)に対するもの）　(2)現場説明書　(3)特記仕様書　(4)図面　(5)標準仕様書

4 特記仕様

（1）項目は全て適用する。

（2）特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

○印のない場合は、※印を適用する。　○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

科目	項目	特記事項
一般事項	1 法令その他	この工事は、工事に関係する法令、条例及び規定等に基づいて施工する。官公署の検査を必要とする工事にあっては、工事完成時までに検査を受け検査済証等の交付を受ける。
	2 公共事業労務費調査に対する協力	本工事が公共事業労務費調査の対象になった場合は、その調査時期が工事中又は完成後であっても関係書類の整備、下請負人の指導等を含め必要な協力をすること。
	3 工事実績情報の登録	工事カルテ特記仕様書による。
	4 工事の一時中止	静岡県建設工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。また、工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。
	5 施工図等の権利	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	6 工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領（平成28年版）による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示により撮影する。
	7 監理事務所	※設けない　・設ける（　・既存建物内の一部を使用する　・構内に新設する）
	8 工事用水電力等	本工事に必要な工事用電力・水等は受注者の負担とする。
	9 工事用仮設物	敷地内につくことが　※できる　・できない
	10 電気工事士	最大電力５００ｋＷ以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
	11 電気保安技術者	電気保安技術者の選定については、標準仕様書のほか監督員が認める者とする。
	12 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの　（　） (2) 特別管理産業廃棄物　（・PCB使用機器　） (3) 再資源化を図るもの　（・蛍光ランプ　・白熱灯　・HID灯　○蓄電池　） (4) 発生材保管、集積場所が必要なもの（　） 照明器具安定器にPCBが使用されている場合は、安定器を本体より分離し保管ボックス(鋼板製)に収納して建物管理者に引き渡す。また、変圧器・コンデンサ等を廃棄しようとする場合は、PCB混入の可能性の有無について確認し、混入の可能性が判定・確認できない場合は、PCB廃棄物として保管受皿に入れ指定された場所に保管する。 ※建設廃棄物の処理にあたっては建設廃棄物処理計画書を提出すること。
	13 産業廃棄物管理票	（財）日本産業廃棄物処理振興ｾﾝﾀｰ(http://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理ｾﾝﾀｰ」への登録（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）により行うこと。これにより難い場合は監督職員と協議する。
	14 建設副産物情報交換システム	本工事の情報を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」へ登録するものとし、総合施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合には、それぞれ速やかにデータ入力を行う。 また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
	15 特定建設資材の再資源化等	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）の届出の有無 ※届出を要しない（対象工事でない）　・届出を要する（対象工事である） 対象建設工事の場合は、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。 (1)分別解体の方法 工程：・新築工事等　作業内容：建築設備工事 ※有　分別解体の方法：・手作業 ※手作業・機械作業併用 (2)特定建設資材等廃棄物の種類と再資源化等をする施設 特定建設資材廃棄物の種類：・コンクリート　・コンクリート及び鉄から成る建設資材　・木材　・アスファルト・コンクリート 再資源化等をする施設名称：・　・　・　・ 所在地：・　・　・　・ 注)(1)、(2)については積算上の条件明示であり、処理施設等を指定するものではない。 受注者の提示する分別解体の方法、施設等と異なる場合においても設計変更の対象としない。
	16 環境性能等	使用する機材はトップランナー基準に適合したものであること。
	17 使用機材の選定	工事に使用する機材は、その工事の着手前に、「使用材料（機器）報告書」を監督職員に提出して承諾を受ける。
	18 地場産品	静岡県中小企業の受注者機会の増大による地域経済の活性化に関する条例に基づき、地場産品の使用促進を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。 受注者は、工事に使用する建設資材等について、契約図書に規定する品質が規格値を満足した地場産品の優先使用に努めること。 「地場産品」とは「県産木材」及び「県産品」をいう。 「県産木材」とは「静岡県産材証明制度要綱」第２条に掲げるものをいう。 「県産品」とは建設資材又は製品等で、県内で最終工程が施されたものをいう。
	19 機材の検査等	使用する機材について、自主検査記録（任意様式）を作成すること。 ただし、別表に掲げる機材については監督職員の検査を受ける。 なお、監督職員の検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は以後原則として抽出検査とする。 また、製造工場等における材料検査を行う工事材料は監督員の指示による。
	20 排出ガス対策等	使用する建設機械は排出ガス対策及び低騒音型とする。
	21 アスベスト分析	※行わない　・行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。
	22 アスベスト粉じん濃度測定	※行わない　・行う（　箇所） 測定箇所等は監督職員の指示による。
	23 検査	中間検査　・対象工事（実施は中間検査実施基準による）　○対象外工事 工事施工中における技術検査の実施回数等は監督員の指示による。
	24 完成図書	現場説明書による。
	25 電子納品	電子納品特記仕様書による。 貸与する設計図データの有無（※有り　・無し） 貸与するＣＡＤデータは当該工事のために必要な施工図及び完成図の作成の範囲で使用できる。
	26 公共事業労務費調査に対する協力	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 （１）調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 （２）調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 （３）正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 （４）対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

共通工事

1 仮設備	仮設備項目（○受変電　・発電　・　）
	仮設備期間（・図示　・　）
2 足場その他	※別契約の関係工事で定置したものは無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 内部足場の種別　※脚立、足場板等　・ 外部足場の種別　※Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 Ａ種：施工箇所面に枠組足場を設ける Ｂ種：施工箇所面にくさび緊結式足場を設ける Ｃ種：施工箇所面に単管本足場を設ける Ｄ種：仮設コンドラを使用する Ｅ種：移動式足場を使用する 設置においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）における手すり視置方式又は手すり先行専用足場方式に基づき設置すること。 ・外部足場の防護シートによる養生 （・養生ネット　・養生シート（・Ⅰ類　・Ⅱ類） ・ネット状養生シート（・Ⅰ類　・Ⅱ類） ・防音シート　・防音パネル　・　）
3 養生	養生範囲（・　・　）
	養生方法（・　・　）
4 撤去	・撤去前に内容物（発電設備燃料等）の回収を要する機器、配管等の処置（　）
	・石綿材の撤去（・有　・無　）
	・撤去後の補修、復旧（　）
5 土工事	標準仕様書によるほか次による。 (1) 管路を敷設する掘削床は平坦に突き固める。 (2) 埋戻し及び盛り土（Ｏ印があるもの） ・根切り土　・持込み土（　） (3) 残土処分 ※ 構内散きならし ・構外搬出　片道運搬距離（　）km、DID区間（・有　・無） ・構内指示の場所に堆積 なお、受注者の提示する運搬距離、処分費及び整地費と異なる場合においても設計変更の対象としない。
6 コンクリート工事	コンクリート圧縮強度試験 ※行わない　・行う（　） ただし、現場での試験を行わない場合は工場での試験成績証を提出すること。
7 接地工事	(1) 接地工事の接地抵抗は、原則として規定値の90パーセント以下の値とする。 (2) 板状の接地極は 900mm×900mm、厚さ1.5mm以上の厚板とし、管状又は棒状の接地極は銅又は銅被覆鋼製接地棒もしくは炭素鋼棒とする。 (3) その他、図面に特記なき場合は、表1「接地極一覧表」による。
8 関連する工事との施工区分	図面に特記なき場合は「工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
9 機器等の取付高さ	図面に特記なき場合は、表2「機器標準取付高さ」を標準とし、監督職員との協議の上決定する。
10 分電盤、制御盤、配電盤等	標準仕様書によるほか次による。 (1) 扉の幅が、端子盤及び機器収納箱にあっては600mm、制御盤にあっては800mmをこえる場合は扉は原則として両開きとする。 (2) 蝶番は、寸法・重量等を考慮した丈夫なものとし十分な耐久性を保つ構造とする。 (3) 屋外用の盤類は水が浸入しない構造とし、計器窓は網入りガラスとする。 (4) 盤類の塗色は次による。 ※ マンセル 2.5Y9/1　・塗色なし　・（　） (5) 屋外形の開閉器箱及びプルボックスは、次による。 ※ 鋼製　・樹脂製　・ステンレス製　・図示による (6) ＯＡ盤の端子盤部に通気口又は冷却ファンを設ける。仕様についてはメーカー仕様に準ずる。
11 電線類	※環境対策型電線（EM電線） ・非環境対策型電線（ビニル電線）
12 耐震施工	設備機器・配管等の支持、固定は、表3「耐震施工の基準」による。 ただし、これにより難い場合は監督員と協議する。 設計用水平地震力は、下記に示す設計用水平震度に、機器の重量を乗じたものとする。 設計用鉛直震度は、設計用水平震度の1/2とする。

設置場所	設備耐震クラス分類		
	Ｓクラス	Ａクラス	Ｂクラス
上層階・屋上階及び塔屋	2.0	1.5	1.2
中間階	1.5	1.0	0.72
地下階及び１階	1.0	0.6	0.48

	本施設は（○防災上重要な機能を必要とする防災拠点等・防災上重要な施設・一般の施設）とする。
	機器等の設備耐震クラスの分類は、次による。

クラス	防災拠点等及び防災上重要な施設	一般の施設
Ｓクラス	○受変電設備 ・発電設備 ○非常用電力設備 ・交換機、無線装置等 ・防災用情報通信設備 ・アンテナ、統制台等 ・	・ ・ ・
Ａクラス	・電話設備 ・中央監視設備 ・非常放送設備 ・幹線設備（盤類を含む） ・	・受変電設備 ・発電設備 ・非常蓄電池設備 ・電話設備 ・非常放送設備 ・
Ｂクラス	Ｓ、Ａクラス以外の機器等	Ｓ、Ａクラス以外の機器等

※あと施工アンカーは原則としておねじ形とし、めねじ形を使用する場合は監督員と協議すること。

・あと施工アンカーの引き抜き試験　・行う　※行わない

13 非破壊検査	改修工事ではつり作業を行う場合の、非破壊検査による埋設物の事前調査を ○行う（床 ※放射線透過検査 ・レーダー探査 / 壁 ※レーダー探査 ・放射線透過検査） ・行わない
14 架空電線	特記なき電柱の、腕金、がいし、支線その他の装柱材は、電力会社仕様による。
15 電力・電話の引込み	電力及び電話線引込線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者と打合わせのうえ監督職員との協議により施工する。また、外線工事負担金などの調査報告を監督職員に対し速やかに行う。申請書類作成を行い、申請手続に要する費用は受注者の負担とする。
16 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込み配管は、原則として避けるものとする。
17 位置ボックス等	ケーブル送り配線となる天井埋込照明器具、スピーカ及び感知器の位置ボックスは不要とする。
18 防護柵	屋外キュービクルの周囲に防護柵を設置する場合は、高さ1.8m以上とする。 建築工事に含まれる場合には協議を要する。
19 地中電線	(1) ハンドホールのふた 地中配線路の鉄蓋には、破壊荷重と次の事項を鋳込みとする。 地中配線路の用途（「電気」、「通信」等） (2) 地中配線の埋設深さ等 地中配線で特記なき埋設深さは0.6m以上とする。 (3) 高圧地中配線、幹線ケーブル、情報・通信ケーブル等の地中配線路については原則として埋設標示シート（・シングル　※ダブル）を管頂と地表面（舗装のある場合は舗装下面）のほぼ中間に設ける。 (4) 次の箇所には原則として埋設標を設ける。 ア 建物及びハンドホールへの引込口及び引出口付近 イ 地中線路の曲折箇所 ウ 直線部分では30mごとに1個（30mに満たない場合はその中間に1個） エ 道路横断箇所
20 自立型アンテナマストのベースアンカー	自立型アンテナマスト及び自立型避雷設備等のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は500mmを標準とする。
21 内部雷保護	中山間地域等で避雷設備を設けていない建物において、機器の制御にICを用いるものにおいては、電源及びアース線等に内部雷保護対策を行う。
22 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。 （１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 （２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 （３）接着材はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑材を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 （４）塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 （５）上記（１）、（３）及び（４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
23 化学物質の濃度測定	・要　※不要 測定対象化学物質、測定方法、測定時期、測定対象室及び測定箇所数については、監督員の指示による。

設計事務所				検図	作図
発注者	地方独立行政法人　静岡県立病院機構　静岡県立総合病院			・	・
工事名	令和２年度　静岡県立病院　電気設備改修工事				図番
日付	2020.07.01	縮尺		図名	電気設備工事特記仕様書 1/2	E－1-1